

「宮崎環境影響評価条例施行規則改正案」について

宮崎県環境管理課

1 趣旨

環境影響評価法（以下、「法」）では、土砂流出や反射光、景観への影響などの問題が全国的に発生していることから、令和2年4月から、大規模な太陽光発電所（法律の用語では「太陽電池発電所」）が法の対象事業に追加されました。

これを踏まえ、本県においても、宮崎県環境影響評価条例（以下、「条例」）の施行規則を改正し、太陽光発電所を条例の対象事業に追加します。

2 改正案の内容

下記事業について、条例の対象事業に追加します。

事業の種類：「太陽電池発電所」 規模要件：「施行区域面積35ヘクタール以上」

※ 施行区域面積とは、太陽光パネル、パワーコンディショナ等の装置、残置森林、調整池、進入路など、太陽光発電所の実施に必要な区域全体の面積を指します。

3 規模要件について

- (1) 法においては、規模要件の単位として「出力」（3万キロワット以上）が採用されていますが、本県では、太陽光発電所が土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることを考慮し、「面積（施行区域面積）」を採用します。
- (2) 本県では、面整備事業（土地区画整理事業、工業団地造成事業などを指します。）の規模要件を「50ヘクタール以上」と規定していますが、太陽光発電所については、土砂流出、反射光、生態系や景観への影響など、様々な環境保全上の問題が全国で発生していることから、50ヘクタールより小規模の「35ヘクタール以上」と規定します（別紙参照）。

4 現行との変更点

現行では、太陽光発電所は、施行区域面積50ヘクタール以上で土地の造成を伴う場合に、「その他の土地造成事業」として、条例の対象事業としています。

今回、太陽光発電所を独立して条例の対象事業に追加することで、35ヘクタール以上の案件は、土地の造成を伴わない場合も環境アセスメントが必要となります。

5 公布日・施行日

公布日：令和2年度中

施行日：令和3年10月1日

6 経過措置

施行日の前日までに、太陽光発電所の設置に必要な許認可を受けているなど、一定の要件を満たした事業は対象外とします。

○環境影響評価の対象事業

【環境影響評価法の対象事業】

対象事業の種類	法対象事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道	すべて
	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上
	その他の道路	
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上
	湖沼水位調節施設	湛水面積75~100ha
	放水路	湛水面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道	すべて
	普通鉄道、軌道	長さ10km以上
飛行場	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力3万kw以上
	火力発電所	出力15万kw以上
	地熱発電所	出力1万kw以上
	原子力発電所	すべて
	風力発電所	出力1万kw以上
	太陽電池発電所 (令和2年4月1日~)	出力4万kw以上
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上
	ごみ焼却施設	埋立面積25~30ha
	し尿処理施設	
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積50ha超
	土地改良事業	埋立面積40~50ha
土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		
レクリエーション施設	用地造成	
	ゴルフ場	
養豚場		
土石・砂利採取		
上記以外の土地造成事業		
港湾計画	埋立・掘込み面積合計300ha以上	

○ 現行の規定
※太陽電池発電所を含む、大型商業施設などの大規模な土地造成事業

【宮崎県の条例の対象事業】

条例対象事業の規模要件
4車線以上かつ長さ5km以上
2車線以上かつ長さ10km以上
4車線以上かつ長さ5km以上
湛水面積50ha以上
変更面積50ha以上
長さ5km以上
滑走路の長さ1,250m以上
出力1.5万kw以上
出力7.5万kw以上
出力5,000kw以上
出力5,000kw以上
面積35ha以上（案）
埋立面積15ha以上
処理能力100t/日以上
処理能力100kl/日以上
埋立面積25ha以上
埋立面積25ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積250ha以上
最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は、平均排出水量1万m ³ /日以上
面積50ha以上
18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上
豚房面積7,500m ² 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m ² 以上
面積50ha以上
面積50ha以上
埋立・掘込み面積合計150ha以上

○ 検討案

法と条例の対象事業について

- 環境影響評価を実施しなければならない事業(対象事業)の種類や規模要件については、環境影響評価法や、各都道府県の環境影響評価条例において規定されています。
- 本県では、恵まれた自然環境を積極的に保全していく観点から、法の対象事業より小規模な事業や、ごみ焼却施設や製造業等の工場・事業場などの事業を、県独自に条例の対象事業として規定しています。

環境影響評価（環境アセスメント）手続の流れ

○ 環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を実施するに当たり、事業者自らが環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、一般の方々や行政からの意見も踏まえて、環境保全の観点からより良い事業としていく制度。

事業計画の立案段階

配 慮 書

※配慮書手続では、事業の位置や規模等に関する複数案を設定し、重大な環境影響について比較検討を行う。

第一種事業	第二種事業 (第一種の75%の規模)	条例対象事業 (第一種の50%の規模)
配慮書必須	配慮書任意	配慮書不要

第一種事業…規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして必ず環境影響評価を行うもの
 第二種事業…第一種事業に準ずる規模で必要に応じて環境影響評価を行うもの

事業計画策定後の段階

方 法 書

※方法書には、事業の目的・内容や実施区域及び環境影響評価を行う項目や調査手法を記載し、住民や関係機関からの意見を聴く。

調査・予測・評価
環境保全措置の検討

準 備 書

※調査・予測・評価の結果や環境保全措置を記載し、住民や関係機関からの意見を聴く。

評 価 書

※準備書に対する意見を踏まえ、必要に応じ見直した上で評価書を作成し、公表する。

↓ 〈事業実施〉

報 告 書

※工事中に行った環境保全措置や事後調査の結果を記載し、公表する。